

第4次大崎市男女共同参画推進基本計画 概要版

(令和6年度～12年度)



一人ひとりが一人の人間として大切にされる社会を目指して



男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

●基本的な考え方

◆計画の趣旨

大崎市男女共同参画推進基本条例（以下「基本条例」という。）に基づき、男女共同参画推進の重要性を改めて認識するとともに、市が取り組むべき課題を明らかにし、男女共同参画推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

◆計画の位置づけと役割

男女共同参画社会基本法及び基本条例第10条の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関し、本市の特性に応じた施策の展開を図るための計画です。

併せて、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画（以下「DV防止計画」という。）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画（以下「女性活躍推進計画」という。）、及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村基本計画（以下「困難女性支援計画」という。）を包含し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（以下「LGBT理解増進法」という。）を踏まえた計画として推進します。

基本条例第5条では、男女共同参画の推進を本市の主要な施策と位置づけ、積極的格差改善措置とともに計画的に実施するものと規定しています。従って、本計画は、従来の施策を「男女共同参画社会の形成の促進」という観点から再評価することはもとより、新たな施策展開を積極的に促す役割を担っています。

◆基本理念と基本的施策



基本理念（基本条例第3条より要約）

- 1 すべての人の人権の確保
- 2 性別等による差別の撤廃
- 3 慣行による制約廃止と、能力発揮機会の確保・適切な評価と処遇
- 4 政策・方針決定への男女の等しい参画
- 5 家庭生活及び職場・地域活動の両立

基本的施策（基本条例第8条より）

- 1 市民及び事業者の理解を深めるための施策
- 2 学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策
- 3 性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策
- 4 生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策
- 5 就業分野における男女共同参画の推進に関する施策
- 6 家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策
- 7 男女共同参画の推進に関する調査及び研究

◆計画の構成

7つの基本的施策ごとに目指す方向を明らかにして、具体的な取組事業により施策を進めることとします。併せて、取組の達成度を測るための成果指標や、施策を取り巻く状況を把握するための参考指標を設定します。

◆計画の期間

令和6年度（2024）年度から令和12年度（2030）年度までの7年間

●男女共同参画の推進のための施策

◆基本的施策１ 市民及び事業者の理解を深めるための施策

3は女性活躍推進計画、 4はLGBT理解増進法		主な成果指標		
施策の方向		項 目	直近の現状値	目標値 (令和12年度)
1 男女共同参画・人権尊重意識を醸成する 2 女性の潜在能力開発・発揮のための支援を行う 3 政策・方針決定過程への女性の参画・登用を促進する 4 ジェンダー平等の実現に向けた体制を整備する 5 男女共同参画に関する男性の理解を促進する		市の審議会委員への女性の登用率	26. 3%	50%
		市の管理職に占める女性の割合	17. 5%	20%
		男女共同参画に関する啓発事業の回数と参加人数	21回 1, 498人	30回 2, 000人
＜主要事業＞				
・男女共同参画の推進に関する意識啓発 ・市消防団への女性団員加入促進と育成 ・審議会等委員への女性登用の促進 ・女性職員のキャリア形成の促進（再掲） ・固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組の促進 ・多様性を尊重した取組の推進 ・男性に向けた啓発事業の実施				

◆基本的施策２ 学校教育及び社会教育において理解を深めるための施策

		主な成果指標		
施策の方向		項 目	直近の現状値	目標値 (令和12年度)
1 児童生徒への男女共同参画や人権尊重の理解を促進する 2 学外関係者と連携した学習機会を提供する 3 社会教育・生涯学習の分野での学習機会を提供する		男女共同参画に関し、学外関係者と連携した授業やPTA研修会を実施した小中学校の割合	38%	100%
		人と人との関わり方や、個人の悩みに関する意識調査を実施した小中学校の割合(実施4回以上)	100%	100%
＜主要事業＞				
・人権尊重や男女平等の意識を育てる教育の充実				
・中学生を対象としたデートDV予防学習会の実施				
・小中学生への生命と性に関する学習機会の提供				

◆基本的施策３ 性別による人権侵害に対する自立支援に関する施策

施策の方向

1 人権侵害に対する相談窓口と相談体制の充実を図る

2 DV被害者等の自立に向けた支援を行う

3 関係機関の支援ネットワーク体制の充実を図る

4 DVやさまざまな人権侵害の未然防止を図る

D V 防 止 計 画

主な成果指標

項 目	直近の現状値	目標値 (令和12年度)
DV予防に関する学習会・研修会の実施回数と参加人数	11回 1, 016人	15回 1, 500人

<主要事業>

・男女共同参画相談体制の充実

・フェミニストカウンセリングの実施

・婦人保護相談体制の充実

・地域包括支援センターと連携した相談体制の充実（再掲）

・DV被害者の安全確保に関する支援

・庁内外の各種相談窓口の連携並びに関係機関との連携体制の確保

・中学生を対象としたデートDV予防学習会の実施（再掲）

◆基本的施策４ 生涯に及ぶ性と生殖に関する健康と権利の保障に関する施策

施策の方向		主な成果指標		
1 「セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の普及を図る 2 女性のライフステージに応じた健康を支援する 3 男女の生涯にわたる健康保持や健康増進を支援する ＜主要事業＞ ・セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及啓発活動の実施 ・小中学生への生命と性に関する学習機会の提供（再掲） ・妊産婦への訪問や育児相談など母子保健事業の実施 ・女性のがん検診受診の啓発		項 目	直近の現状値	目標値 (令和12年度)
		セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する学習会等の開催数	2回	2回
		妊娠11週以下での妊娠届出率	96. 6%	95.0%
		①乳がん検診受診率 ②子宮頸がん検診受診率	①16. 6% ②19. 8%	①27. 0% ②23. 0%
		地区健康教室・健康増進教室の開催数と参加者数(延べ)	402回 6, 496人	400回 6, 500人

◆基本的施策5 就業分野における男女共同参画の推進に関する施策

施策の方向 1 均等な雇用機会と労働環境・条件整備の支援を行う 2 農業に従事する女性への支援を行う 3 創業支援・新産業への創造支援を行う 4 市職員のワーク・ライフ・バランスを推進する ＜主要事業＞ ・ワーク・ライフ・バランス推進のための各種支援制度の普及 ・女性農業者への支援 ・ワーク・ライフ・バランス推進に向けた職場環境づくり ・女性職員のキャリア形成の促進（再掲）	女性活躍推進計画	主な成果指標	
	項 目	直近の現状値	目標値 （令和12年度）
	女性の認定農業者数	36人	40人
	宮城県「女性のチカラを活かす企業」の認証を受けた市内事業者数	29社	40社
	創業支援機関等の支援を受けた女性の創業者数	17件／年	21件／年
	市役所における男性職員の育児休業取得率（特定事業主行動計画）	36%	85%

◆基本的施策6 家庭生活における活動及び社会活動の両立支援に関する施策

施策の方向 1 保育サービスや子育て支援の充実を図る 2 子育てに関する相談体制の充実を図る 3 子育て支援団体への支援を行う 4 高齢者及び障がい者の介護支援・生活支援の充実を図る 5 多文化共生社会を推進する ＜主要事業＞ ・多様な保育サービスの提供 ・放課後児童クラブの実施 ・子育て支援センターでの育児相談や情報提供 ・地域包括支援センターと連携した相談体制の充実（再掲） ・外国人の社会活動参加への支援	女性活躍推進計画	主な成果指標	
	項 目	直近の現状値	目標値 （令和12年度）
	保育施設入所待機児童数	0人	0人

◆基本的施策7 男女共同参画の推進に関する調査及び研究

施策の方向 1 男女共同参画に関する施策の現状を把握する 2 男女共同参画推進基本計画の推進と進行管理を行う ＜主要事業＞ ・男女共同参画プロジェクトの推進	主な成果指標		
	項 目	直近の現状値	目標値 (令和12年度)
	男女共同参画プロジェクト による主な事業実施回数	2回／年	2回／年
	男女共同参画推進に関す る市職員研修の回数	3回／年	3回／年

●男女共同参画推進プロジェクト

男女共同参画の視点から、関係課の連携により事業効果の向上が期待できるもの、大崎市らしさが現れる事業の企画・立案を行い、実践につなげていきます。

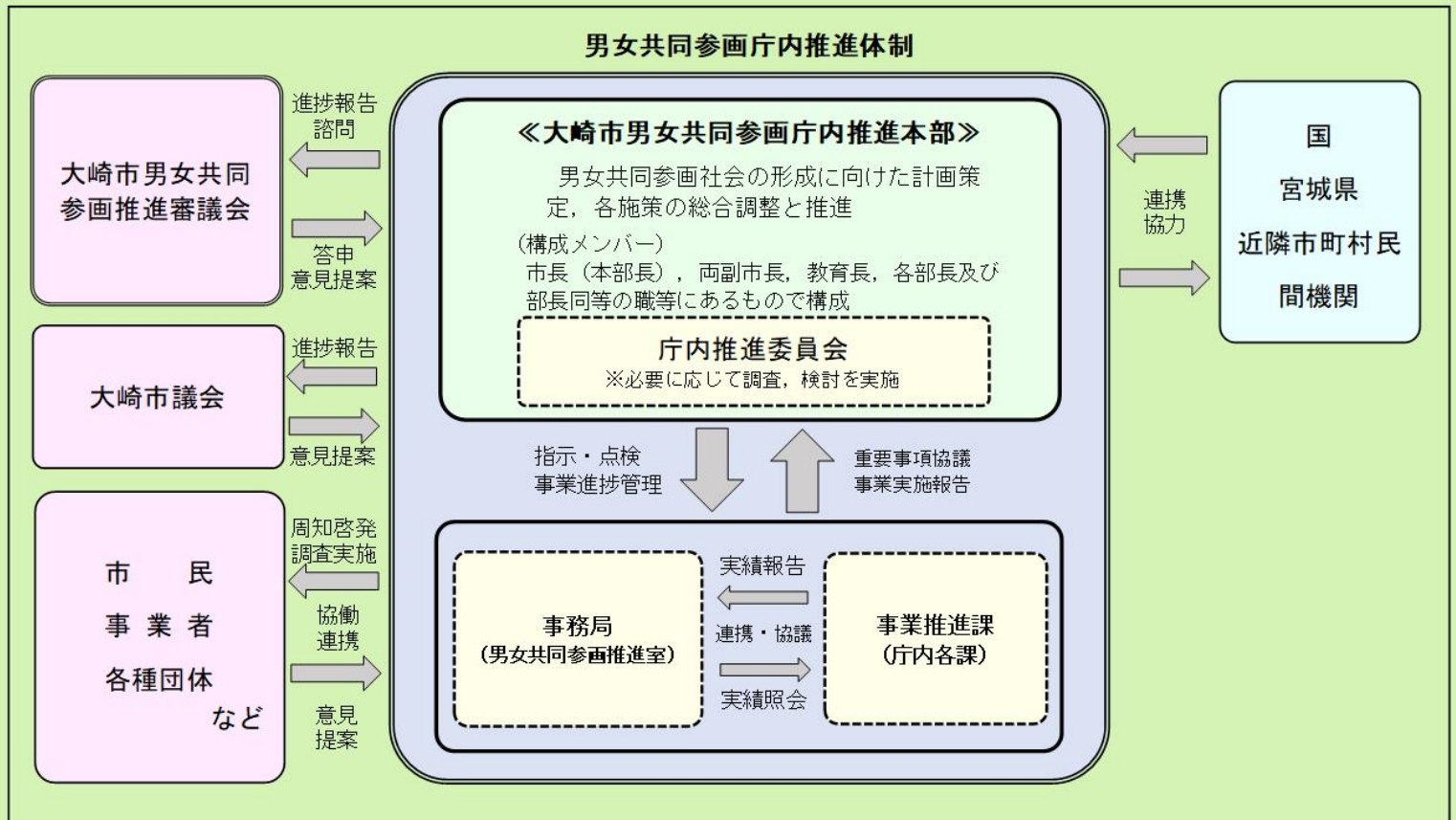
- いのち

◆生命を守るプロジェクト

「中高生を対象としたデートDV予防学習会」を中心とした展開に加え、「自分と相手の性・生命の大切さ」についても意識醸成が図れるよう取り組みます。また、小学生や新成人など若年層への事業や啓発活動についても新たな展開を行い、暴力のない生命を大切にする社会の実現に取り組みます。
- ◆宝をつなぐプロジェクト

多様な才能をもった市民、市内の豊かな地域資源や地域の力を「宝」として位置づけ、男女共同参画の視点でそれらの「宝」をつなぎ、市民一人ひとりが持てる力を発揮できるような場の提供に努めます。

●基本計画の推進



◆庁内推進体制

市長を本部長とする「大崎市男女共同参画庁内推進本部」を設置し、男女共同参画の推進という観点から行政施策を再評価し、全庁にわたる総合的・計画的な施策の推進に努めます。

大崎市男女共同参画庁内推進本部内に設置された「大崎市男女共同参画庁内推進委員会」がその目的を達成するため、必要な事項について調査・検討を実施します。

また、特に重点的な事業については、大崎市男女共同参画庁内推進委員に専門知識を有する関係課の職員を加えたプロジェクト・チームを設置し、具体的な施策の企画・立案及び調査・研究を行います。

◆大崎市男女共同参画推進審議会

男女共同参画の推進に関する計画その他重要事項を審議する附属機関として、市民、各種団体、学識経験者を構成員とする「大崎市男女共同参画推進審議会」を設置しています。

審議会は、市長の諮問に応じて、常に市民の目線に立って、男女共同参画に関する市の基本計画、施策の実施状況、その他必要な事項に関する審議をするとともに、市長に対して必要な意見を述べるものとします。

◆施策実施状況の検証

男女共同参画の推進に関する施策実施状況の検証は、男女共同参画推進審議会によって行われ、審議会はその検証結果を市長に意見として提示することとなっていますが、この市民意見による検証結果が、庁内推進体制を通じて市の施策展開に適切に反映するように努めます。

＜発行＞

大崎市民協働推進部 まちづくり推進課 男女共同参画推進室
〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号
電話：0229-23-2103
Eメール：machi@city.osaki.miyagi.jp
URL：http://www.city.osaki.miyagi.jp